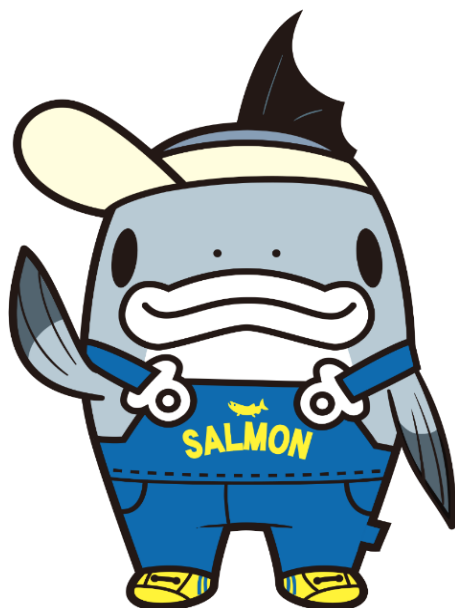


平成28年台風第10号により被災された方の
宮古市被災者支援サポートブック
令和6年6月版

目次

- | | |
|---------------|------|
| ○ 住まいに関する支援制度 | P1 |
| ○ 各種相談窓口のご案内 | P2～3 |

現在活用できる支援制度等をまとめています。
既に終了している場合もありますので、詳しくは各担当窓口へお
問い合わせください。



○ 住まいに関する支援制度

◇農林課 林政係 Tel0193-68-9097 本庁舎2階

● みやつこ木材活用事業補助金

期限:完成する年度の年度末

- ・被災要件なし

★対象は新築・増築・リフォームする住宅、店舗又は事務所等

★建築場所は市内に限定

☑新築・増築・リフォームする木造建築を補助
(新築・増築)

県産材を80%以上かつ10㎡以上使用し、そのうち2分の1以上は宮古市内で伐採されたものを使用。

- ・一棟あたり上限 30万円

(リフォーム)

県産材を0.15㎡以上使用し、そのうち2分の1以上は宮古市内で伐採されたものを使用。

- ・一棟あたり上限 20万円 (県産材使用5.0㎡以上)
- ・一棟あたり上限 10万円 (県産材使用5.0㎡未満)

● 木質バイオマスストーブ補助金

期限:設置する年度の年度末

- ・被災要件なし

★設置場所は市内に限定

☑二次燃焼等機能付薪ストーブ・ペレットストーブの設置を補助

- ・上限 10万円
- ・設置経費の3分の1を補助

◇エネルギー推進課 エネルギー推進係 Tel0193-68-9079 本庁舎4階

住宅向けの太陽光発電システム・蓄電池システム導入に対する補助金や、省エネ機器の更新に対する補助金があります。

詳しくは、エネルギー推進課エネルギー推進係までお問い合わせください。

◇生活課 被災者支援室 Tel0193-68-9136 本庁舎1階

● 宮古市災害義援金の配分

- ・半壊以上

☑住宅に被害を受けた世帯へ配分(固定額)

★基礎支援金・支援金(平成31年3月29日受付終了)を申請した世帯主に対し、指定の口座へ振り込み
(別途申請不要)

り災判定	全 壊	大規模半壊・半壊
県等	316,500円	158,700円
市	52,000円	24,000円
合計	368,500円	182,700円

○ 各種相談窓口のご案内

◇岩手県地域型復興住宅推進協議会 事務局(一社)岩手県建築士事務所協会 TEL019-651-0784

● 岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度

☑ 工務店や不動産情報を紹介

家を建てたい方、補修・改修したい方が工務店を円滑に見つけられるよう、また工務店などが工事を円滑に進められるよう、工務店紹介支援、不動産紹介支援、職人融通支援、資材確保支援を行う。

◇住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいのダイヤル

TEL0570-016-100 (土日祝日、年末年始除く)

☑ 住宅専門の相談窓口 (www.chord.or.jp)

- ・ 新築・リフォームを問わず住宅に関する困りごとについての相談に対応
- ・ 相談内容により、弁護士と建築士による専門家相談や、リフォーム見積チェックなども利用可能

◇ローンの借入先 または 盛岡財務事務所 TEL019-625-3353

● 自然災害による被災者(個人)の債務整理に関するガイドライン

☑ 被災前の住宅ローンなどの免除・減額(一定の要件を満たすことが必要)の相談

- ・ 国の補助により弁護士などの「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる
- ・ 財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができる
- ・ 破産などの手続とは異なり債務整理したことは個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響しない

◇生活課 被災者支援室 TEL0193-68-9136 本庁舎1階

● 被災者の総合相談窓口

☑ 公的支援制度などを総合的に説明

下記の税について、減免、軽減を受けることができます場合があります。

項目	内容	お問い合わせ先
個人事業税	個人の事業主に課税される税	◆宮古地域振興センター 県税室 TEL0193-64-2212
不動産取得税	土地や家屋の取得時に課税される税	
自動車取得税	自動車及び軽自動車の取得時に課税される税	
固定資産税	土地・家屋・償却資産に毎年課税される税	◆税務課 資産税係 TEL0193-68-9073
軽自動車税	軽自動車などに毎年課税される税	◆税務課 市民税係 TEL0193-68-9072
国民健康保険税	国民健康保険加入者の世帯主に課税される税	
住民税	個人所得に応じて課税される税	
所得税		
贈与税	個人から財産をもらったときに課税される税	◆宮古税務署 TEL0193-62-1921
印紙税	課税物件に対する文書に対して課税される税	
登録免許税	登記や登録などについて課税される税	◆盛岡地方法務局宮古支局 TEL0193-62-2337(音声案内 2番)

平成28年台風第10号により被災された方の宮古市被災者支援サポートブック

令和6年6月発行（編集）

宮古市 市民生活部 生活課 被災者支援室

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

（直 通） TEL 0193-68-9136 FAX 0193-63-9110

（代 表） TEL 0193-62-2111

宮古市ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>